

別添 2 「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別添 2) 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 住居確保給付金支給申請の受付からの事務の流れ</p> <p>1. 家賃補助の場合</p> <p>1-1. 申請書の受付</p> <p>自立相談支援機関は、申請書の書き方や以下の添付書類の不足について、助言等を行う。</p> <p>【添付書類】</p> <p>①本人確認書類 (いずれかの写し)</p> <p>ア) 運転免許証、個人番号カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、<u>資格確認書</u>、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等</p> <p>※個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。</p> <p>イ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(別添 2) 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 住居確保給付金支給申請の受付からの事務の流れ</p> <p>1. 家賃補助の場合</p> <p>1-1. 申請書の受付</p> <p>自立相談支援機関は、申請書の書き方や以下の添付書類の不足について、助言等を行う。</p> <p>【添付書類】</p> <p>①本人確認書類 (いずれかの写し)</p> <p>ア) 運転免許証、個人番号カード、<u>住民基本台帳カード</u>、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、<u>各種健康保険証</u>、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等</p> <p>※個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。</p> <p>イ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p>
<p>【収入基準額の設定について】</p> <p>○基準額+家賃額 (住宅扶助に基づく額が上限) = 「収入基準額」</p> <p>基準額は、収入額 (各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切</p>	<p>【収入基準額の設定について】</p> <p>○基準額+家賃額 (住宅扶助に基づく額が上限) = 「収入基準額」</p> <p>基準額は、収入額 (各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切</p>

改正後

り捨て。)に1/12 を乗じて得た額 (1,000 円未満切り上げ。)とする。
 なお、基準額の計算の手順は次のとおりである。

- ア) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。
- イ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、ア) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する (1,000 円未満切り捨て)。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。
- ウ) イ) で求めた収入額に1/12 を乗じることにより基準額を算出する (1,000 円未満切り上げ)。

○基準額の計算例は下記のとおり。

(単位：万円)

世帯人数	1 級地の例	2 級地の例	3 級地の例
1 人	9.2	8.9	8.6
2 人	13.9	13.1	12.4
3 人	17.2	15.7	14.7
4 人	21.4	19.4	17.5
5 人	25.5	23.2	20.9
6 人	29.7	26.9	24.2
7 人	33.4	30.6	27.5
8 人	37	33.9	30.8
9 人	40.7	37.2	33.7
10 人	44.3	40.4	36.6

○収入基準額は、給付金の概要や自治体作成のパンフレットなどで明示

現行

り捨て。)に1/12 を乗じて得た額 (1,000 円未満切り上げ。)とする。
 なお、基準額の計算の手順は次のとおりである。

- ア) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。
- イ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、ア) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する (1,000 円未満切り捨て)。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。
- ウ) イ) で求めた収入額に1/12 を乗じることにより基準額を算出する (1,000 円未満切り上げ)。

○基準額の計算例は下記のとおり。

(単位：万円)

世帯人数	1 級地の例	2 級地の例	3 級地の例
1 人	8.4	8.1	7.8
2 人	13	12.3	11.5
3 人	17.2	15.7	14
4 人	21.4	19.4	17.5
5 人	25.5	23.2	20.9
6 人	29.7	26.9	24.2
7 人	33.4	30.6	27.5
8 人	37	33.9	30.8
9 人	40.7	37.2	33.7
10 人	44.3	40.4	36.6

○収入基準額は、給付金の概要や自治体作成のパンフレットなどで明示

改正後	現行
<div data-bbox="203 186 1113 234" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> すること </div> <p data-bbox="203 296 495 325">1-2、1-3 (略)</p> <p data-bbox="203 341 510 416">2. 転居費用補助の場合 (略)</p> <p data-bbox="203 475 383 504">IV~VIII (略)</p>	<div data-bbox="1149 186 2058 234" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> すること </div> <p data-bbox="1149 296 1440 325">1-2、1-3 (略)</p> <p data-bbox="1149 341 1456 416">2. 転居費用補助の場合 (略)</p> <p data-bbox="1149 475 1328 504">IV~VIII (略)</p>